

第185回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 平成30年10月25日（木）午後2時30分

閉会 平成30年10月25日（木）午後4時15分

2 会議の場所

渋民市民センター研修室

3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 千葉和夫

委員 小野寺眞澄

委員 佐藤一伯

委員 伊藤一志

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	千葉敏紀
一関図書館長	千葉秀一
教育部次長兼学校教育課長	小山祐二
教育部次長兼文化財課長兼骨寺荘園室長	佐藤武生
教育総務課長	中田善久
いきがいつくり課長	伊東吉光
教育総務課長補佐兼庶務係長	千葉由紀（記録）

5 議題及び議決事項

議案第18号 一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて

協議第5号 一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

協議第6号 財産の無償譲渡について（いずみの森幼稚園園舎等）

協議第7号 指定管理者の指定について（せんまや街角資料館）

協議第8号 指定管理者の指定について（骨寺村荘園交流館等）

6 報告

- (1) 室根地域統合小学校建設整備計画の進捗状況について (資料No. 1)
- (2) 行事報告及び11月行事予定について (資料No. 2)

7 その他

- (ウ) 平成30年度学校教育行政の重点について（グローバル化への対応） (資料No. 3)

8 会議の議事

○教育長 ただいまから第185回一関市教育委員会定例会を始めたいと思います。

今日、出席は5人ですので、会議は成立しております。

では、2番の議事に入ります。

議案第18号 一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて

協議第5号 一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○教育長 議事日程第1、議案第18号、一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて、事務局より提案があります。

○教育部長 すみません、関連がありますので、議事日程1と議事日程2も一緒にご説明したいと思いますよろしいでしょうか。

○教育長 それでは、議事日程1と2を一括で説明させていただきます。

○教育部長 それでは、お手元の資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

(説明)

○教育長 それでは、二つ一括してお話いただきました。

関連しますので、質問意見等は一括して、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、議案について、幼稚園の廃止ということについてであります。これについて何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、私から一点。

わかったら教えていただきたいのですが、いずみの森とげいび幼稚園のできた年度は分かかりますか。

○教育部長 できた年度ですか。

○教育長 できたというか、幼稚園が設立になった年度。

○教育部長 いずみの森幼稚園につきましては、平成11年の4月に、花泉町立いずみの森幼稚園として開園しております。

げいび幼稚園については、昭和42年の4月に最初はげいび学園として設立されておりまして、その後、昭和43年4月にげいび幼稚園と称するとなっておりますので、昭和42年に設立で、名称については昭和43年4月という状況でございます。

○教育長 そうすると、いずみの森については19年間だったということになりますし、げいび幼稚園については通算すると50年近くなったということになりますね。

廃止ということですから、事務的な意味だったと思います。

ほかに質問、ご意見等ありませんか。

それから、次の協議第5号の部分も含めて質問、意見等あればお願いいたします。

では、これも私からですが、わくつこども園となる民間移管ということですが、現在の涌津保育園とのこれまでの協議の状況、概略でいいですが教えていただければと思います。

○教育部長 教育委員会で民間移管するという計画に基づきまして、平成29年10月に公募をしております。

次の協議事項にも関連してくるのですが、公募して、公私連携幼保連携型認定こども園ということで公募した結果、一事業者の応募ということで、こちらについて、市役所内教育委員会を含めて選定委員会を開催して選定しております。

その後、建物について、幼稚園からこども園に変更するに当たり、改修が必要だということで、それについては事業者とも一緒に検討を進めて、最低限の改修を今年度実施するということで、今月に入札をし、来年2月頃には必要な改修を終了するという予定にしております。

○教育長 分かりました。

次の協議の中でも、財産の部分については説明があると思いますので、そちらでも関連ですので聞きたいと思います。

それでは、質問、意見等なければ採決したいと思います。

挙手にてお願いいたします。

議事日程第1、議案第18号一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて、賛成の方、挙手願います。

(「はい」の声あり)

○教育長 はい、ありがとうございます。

では、全員賛成ということで、廃止については議決されたということに確認いたしました。

よろしく申し上げます。

それでは協議第5号、同じ幼稚園の廃止について、今度は条例を議会に提案する関係で、市長にそれを申し入れるとういう、そういう協議であります。これについても確認した

いと思います。

議事日程第2、協議第5号一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方、挙手願います。

ありがとうございます。

全員賛成ですので、この協議第5号についても可決ということで確認したいと思います。

協議第6号 財産の無償譲渡について（いずみの森幼稚園園舎等）

○教育長 それでは、議事日程第3、協議第6号、財産の無償譲渡について（いずみの森幼稚園園舎等）につきまして、事務局より提案があります。

○教育部長 それでは、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

（説明）

○教育長 それでは、説明のありましたところについて、質問、意見等ありましたらよろしくをお願いします。

○千葉委員 スクールバスを譲渡すると、その譲渡する以外のスクールバスは売却予定であるということですが、これから学校統合が進むにつれてスクールバスが必要になるのではないかなと思いますが、それでも売却するというのは、もう耐用年数がある程度過ぎていっているせいなのかどうかと、それから、譲渡するスクールバスも売却すれば市の財産に繰り入れられると、そうすると無償で譲渡するというのは、何か向こうとの約束がもうすでにあるからなのか、そこを教えてください。

○教育総務課長 こちらのいずみの森幼稚園のスクールバスでございますが、座席が園児用で小さいバスになっておりますので、小学生には対応できないということで売却ということをご予定してございます。

○教育部長 2件目でございますけれども、通常保育園は、送迎はないのです。

保育園ですと、バスなどなくて、保護者の方が送ってくるのが大体の状況ですが、一部私立の場合はそういう場合もありますけれども、こども園については、公立のこども園は、送迎等は行ってはおりませんが、先ほど、これまでいずみの森幼稚園に通園していた3歳、4歳、5歳児ですので、4歳児と5歳児についてはそのまま在園していくということになりますので、これまでどおりと認識してございますけれども、平成22年に取得したバスですので、それを有効活用するという部分も含めて今回無償譲渡するという状況でございます。

○教育長 大丈夫ですか。

○千葉委員 はい。

○教育長 その他にないでしょうか。

○伊藤委員 経緯のところでも少し気になるところがあるのですけれども、保護者に説明会

をそれぞれ開いているわけですが、保護者の反応、移管するところの保護者の反応などそういうのはどうでしょうか。

みんな納得して私たちの提案に賛成しているのでしょうか。

○**学校教育課長** 2回ほど、保護者説明会に行つて説明いたしましたけれども、残してほしいという意見も確かにありました。

何人か素晴らしい自然環境だから残してほしいと意見がありましたけれども、まず、おおむね了解したと。

むしろ先ほど課題にあった涌津保育園との交流などを図つてほしいと要望に要求が変わってきている。

おおむね了解したと思っております。

○**伊藤委員** 分かりました。

○**教育長** その他いかがでしょうか。

○**佐藤委員** 今度譲渡する涌津保育園の平成31年度の予定定員数が123名とのことですが、現在の涌津保育園は何名くらい通つてらっしゃっているかということ、分かれば教えていただきたいのと、確認ですが、その園児の皆さんは平成31年4月から新しいこども園に保育を受ける、環境が変わるといふことでよろしいでしょうか。

○**教育部長** まず涌津保育園の人数については把握してございません。

昨年までの状況ですと、大体定員と同程度は入園していたという認識がございます。

それから園児については、保育園については毎年継続ではなく、入所の申請をいただくという手続きが必要ですので、こども園になった場合は、2号認定と3号認定は毎年の手続きということになると思いますので、手続きは必要ですが、大体継続して同じ園に通われるという例が多いという状況だと思います。

今回も涌津の先生方も含めて、わくつこども園というところに移管すると想定されますので、ほぼそのまま移動していただくのかなと認識してございます。

○**教育長** よろしいですか。

では私からですが、一つは、いくつかあるのですが、これ改築、次に建物は譲渡するということですが、譲渡した相手先が、わくつこども園さんが、建物を改築するといった場合のその費用については基本的には譲渡先の責任で行うということになるという認識でいいかどうか。

市の関与は基本的には無しということでもいいのだろうかということが一つと、それから土地の部分ですね。

土地の部分、10ページの土地の表示をみますと、2か所あって、片方は、上の方は悪法師の方は花泉のこども園の場所ですが、下の方は続いているということで筆が違うだけな

のかどうか、その確認をお願いします。

○教育部長 認定こども園の施設整備については国の補助制度がございます。

ただこの補助制度は民間事業者が実施する前の改修、大規模改修など修繕等については1号認定、例えばいくらなど、そういう部分があります。

2号認定は、法人負担はがいくらなどがありますが、それ以外については、法人が実際には工事する場合にはそちらにということで、市が直接ということについては無いという想定でございます。

それから、土地についてはちょうど字界ということで園庭部分と校舎の部分という字界ということで二つの字にまたがった形ということになっております。

○教育長 続いてもう二つだけ、閉園するときについて、いわゆる閉校の場合は閉校式をやるのですが、この閉園式については今の段階でいいですが、どういう予定をしているのかどうか、そこ、私自身も加わっていかなくてはいけない部分ですが、もし、考えがあれば聞かせてもらいたい。

そしてもう一つは、公私連携の施設のスキームということで見ましたけれども、新しい形なわけなので、スキームがですね。

そうすると、協定書を結ぶというのは市と法人との関係とで出来てくるのですね。

協定書をどのぐらいの、要するに毎年見直すのか、あるいは必要に応じて、必要な時に協議をしながら行うのか、どうなのかという確認をしたいと思う。

というのは、一定程度市の関与が、関与というか、市の認識が十分ではないということ、まったく手から離れてしまうような気がしますので、1年に一度など、そういう協議をする機会など、あるいは協定書を確認する機会などというのは、年に1回くらいでもいいですが、あったほうがいいのではないかなという気がするところですが、その2点についてお願いします。

○教育部長 まず、閉園式ですけれども、全体を改修していませんので、ホール等は使用可能だということもあると思いますが、卒園式に併せて閉園式をやる方向で検討を進めることになると思います。

協定については、ある程度協定の有効期間ということで何年というのはありますので、その何年間、単年度ではなく何年間ということになりますし、その協定を締結した内容については毎年、それぞれ、例えば延長保育など一時預かり、それから特別保育事業等、実施する前には施設型給付費など支払いも発生するので、当然事業の内容について実績報告などそういうものもありますので、その都度その都度、必要な、こども園というと所管が保健福祉部になりますけれども、そちらで必要な、あと、監査等もするようになるというふうな認識でございます。

○教育長 監査も入ってくるということだと、そうすると監査というのは主体となっているのは教育委員会がやる形ですか。

○教育部長 こども園の監査は通常は県の保健福祉部が実施するのですが、ただ毎年か、何年かに1回かということになりますけれども、通常の実績報告などそういう部分は保健福祉部ですね。

教育委員会はとくに所管から外れると思われまますので関与はしないことになります。

○教育長 はい、分かりました。

ことばの時間等、こういう部分についての内容的な部分についての関与は若干でてる可能性はあるわけですね。

はい、分かりました。

その他、いかがでしょうか。

○小野寺委員 この社会福祉法人 洗心福祉会というのは、どの程度の規模の法人なのか。ほかの幼稚園などやられているのですか。

○教育部長 お寺さんをやっておりまして、その隣接で涌津保育園を運営、法人として保育園の運営をしているということで、通常は宗教法人でございます。

○教育長 それでは、これにつきまして、採決いたします。

財産の無償譲渡について、これは市長に申し入れるという協議内容であります。これについて、賛成の方は挙手願います。

はい、全員です。

これについても議決ということでもよろしくお願いいたします。

協議第7号 指定管理者の指定について（せんまや街角資料館）

○教育長 それでは先に進みます。

協議（議事）日程第4、協議第7号、指定管理者の指定について（せんまや街角資料館）につきまして、事務局から説明をお願いします。

○教育部長 それでは14ページをお開き願います。

協議第7号です。

（説明）

○教育長 それではこれにつきましてなにかご質問、ご意見等ありましたら。

○千葉委員 指定管理者となる団体、千厩まちづくり株式会社というところなのですが、これは協議会とかなんとかではなくて株式会社と名乗っている以上、利益を上げようとする団体なのだろうと思うのです。

するとこれは、指定管理をいくつかやることだけで利益を上げていこうとする団体でし

ようか。

それとも、何か他に事業をやっているのかどうか、教えてください。

○文化財課長 指定団体に関して、指定管理の他は、商店街の活性化等のことも事業概要にございますけれども、基本的な収入については指定管理の収入ということになっております。

○千葉委員 それでまず、利益が上がると、営業が成り立つということで希望しているということですね。

○文化財課長 そのように理解しております。

○千葉委員 そうですか、分かりました。

○教育長 私の地元なのであれですが、まちづくり株式会社という形で立ち上げながら、指定管理も受け持っているし、まちづくりのいろいろな諸行事についても母体となって、例えば夜市など、いろいろなことに企画をしている、そういう団体であります。

この代表者になっている北田さんという方はご自身の生業は電気工事関係を仕事としていますので、あくまでまちづくりのためのそういう組織を立ち上げたということだと認識しておりました。

はい、その他いかがでしょうか。

○教育部長 補足というか、市も、この会社については出資しております。

まちづくりに関与するというものですので、資本金の中で運営というものですので、他の事業で儲けてということでもなく、その中で運用しているという認識でございます。

○千葉委員 はい、分かりました。

○教育長 はい、その他。

○佐藤委員 確認ですけれども、先ほどの選定結果の16ページの中の、これまでの当該施設の管理業務を委託しているということで、こちらの会社がこれまでも指定管理をしてきたという、その継続ということで考えてよろしいですか。

○文化財課長 この街角資料館については、今回新たに指定管理にお願いしようとするものです。

これまでは、指定管理ということではなくて、通常の開館をして、お客さんが来るのを受け付けてというところの部分だけを委託、委託料という形でお支払いしてやっていただいております。今後は、例えば展示の企画なども含めて、全体的に館の運営をお願いするので、指定管理ということで、新たに始めるようとするものです。

○教育長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○教育長 私からもですが、ここは今までは受付がいて、受付の人が一人くらいいて、確

かここは無料だったと思うのですが、今度指定管理になるということは、有料になるかについての情報は何かありますか。

○文化財課長 引き続き、無料ということでお願いをするものです。

○教育長 分かりました。

それからもう一つですが、この協議自体のことですが、9月の議会で指定管理先を決定、議決となった指定管理先ではなかったですか。

○教育部長 指定管理をできる施設にしたと。

○教育長 指定管理先ではないのだね。

指定管理をできる施設。

そうすると今回は、市長に申し入れて、市長で指定管理先として議案として12月議会に提案するという、そういう仕組みになるということですね。

○教育部長 はい、今お話があったとおり、これまでは直営の施設でしたので、それを指定管理にできる施設にしましたし、それに対して来年4月1日以降、指定管理する管理者を指定するための議案を12月に上程するという流れでございます。

○教育長 そうすると、今教育委員会の教育施設としての大元の所管の部分は教育委員会という部分は変わらないということになりますか。

その辺りをちょっと教えてください。

○文化財課長 これは市が設置をした施設でございます。

この管理については教育委員会に、市長から補助執行を受けている建物、施設でございます。

今後もそれは変わらないものでございます。

○教育長 補助執行をして、補助執行を教育委員会が受けて、その指定管理が指定管理先を市長が議会にだすのに教育委員会から申し出るという形になるわけね。

○文化財課長 そうです。

○教育長 そういう複雑な形になってしまう。

○教育部長 条例の制定も含めて9月議会の条例の制定も市長提案になりますので、条例については市長の提案となりますので、建物等については確かに市というか市長部局でということになりますけれども、その運営などそういう部分について、補助執行しているという流れですので、その関係で教育委員会として市長にというような、こちらで指定というのはできないという状況になっております。

○教育長 そうすると、いわゆる教育施設、文化財に関係する教育施設であるということから、その機能から市長とすれば補助執行して管理してもらっているという部分と、実際に管理するのは指定管理先が管理することになるわけですね。

それで、やはり両方の絡みがでてきているという、そういう考え方で、把握の仕方でいいのですかね。

つまり、教育委員会が実際に管理していないので、指定管理先になった段階で、教育委員会から所管が外れるのかと思ったのですが、それは無いということによろしいでしょうか。

○文化財課長 はい、同じような施設は芦東山。

委託はしていませんが、芦東山など石と賢治のミュージアム、せんまや街角資料館は市長部局から施設の管理運営を教育委員会に補助執行という形で任せられている。

たまたまその中の施設の中で、直営で管理しないで指定管理という形でせんまや街角資料館は指定管理先にお願いをするというようなことになります。

○教育長 そうすると、藤沢のキリシタン殉教公園ではなくて、あの下にある建物。

○文化財課長 大籠キリシタン殉教公園。

まさに殉教公園。

○教育長 あれ全体でしたか。

あれも指定管理を地元の共同体が行っているわけですが、あれと同じ扱いになるということですね。

○文化財課長 そのとおりです。

○教育長 そして芦東山、石と賢治のミュージアム、これは直営ですよ。

そのような教育施設が結構ほかにあるわけですが、教育施設というと、芦東山、石と賢治のミュージアム、それから、まちかど街角資料館と大籠キリシタン殉教公園、この四つのうちの二つは指定管理をとということになるわけですね。

この（民俗資料館の）2階は、教育施設ということで、市長からの補助執行の形になるわけですね。

○文化財課長 教育施設ですので、補助執行としております。

○教育長 ここは教育施設そのものだから、教育委員会の直営という形にはなっています。ということですね。

○文化財課長 そうですね。

○教育部長 教育施設というのは、公の施設という位置付けになっておりまして、公の施設について指定管理ができるということになっています。

教育施設であれば、そういう専門の施設ですので、指定管理というものにはなじまないというふうにお考えになると思いますが、民俗資料館も公の施設という位置付けですので、状況によって、条例において指定管理ができる施設に改正すれば指定管理が可能になる。芦東山記念館や石と賢治のミュージアムについても。

○教育長 教育施設等について、管理等の関係を一覧にしておく私たち教育委員にも、理解しやすいと思います。

その部分をはっきりさせておいたほうが、要するに管理の部分と、それから所管の部分と、あとは市長部局との関係と、たぶん施設の関係とさまざま出てくると思うのですが、そこは後で一覧にしておいて、確認する機会があればいいと思いますのでよろしく願いします。

○小野寺委員 その四つのはみんな無料で入れるわけですか。

すべて。

○教育長 無料で入れます。

○小野寺委員 入館料はとらない。

ここ（民俗資料館）のように。

○教育部長 せんまや街角資料館と民俗資料館については条例で無料と規定しているというか、条例で使用料を規定していないので、逆にいうとそこは無料ということになります。

あと、芦東山記念館や石と賢治のミュージアムなどは、条例で入館料いくらかと規定していますので、そちらについては有料です。

せんまや街角資料館とここ（民俗資料館）が無料の施設になってございます。

○小野寺委員 では、入館料が有料のところは指定管理にはなっていないのですか。

○教育部長 条例でその建物が有料かどうかというのは定めてありますので、それを市が直営としているときは使用料ということになりますし、指定管理となった場合は利用料金ということになります。

指定管理者がもらいますので、その建物自体が有料の施設かどうかというところで、あとは管理しているのか直営か指定管理かというところ呼び名は変わりますけれども、指定管理になったので有料などということではないということになります。

○教育長 その他いかがでしょうか。

よろしいですか。

それではこれにつきまして、採決を取りたいと思います。

せんまや街角資料館の指定管理について、指定先を市長に申し入れることにつきまして、賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。

全員賛成。

よってこの協議第7号は可決ということになります。

協議第8号 指定管理者の指定について（骨寺村荘園交流館等）

○教育長 それでは次に進みます。

協議第8号、骨寺村荘園交流館等の指定管理者の指定につきまして、事務局、説明をお願いします。

○教育部長 それでは17ページをお開き願います。

(説明)

○教育長 それではこれにつきまして、何かご質問がありましたらお願いします。

私からですが、これはそうすると今までと変わりはないという、指定管理先については、指定管理するものには変わりないということの確認でよろしいですか。

○文化財課長 はい、そのとおりです。

○教育長 ではよろしいでしょうか。

それではこれにつきましても挙手をお願いしたいと思います。

協議第8号骨寺荘園交流館等の指定管理者の指定先について、市長に申し入れることにつきまして、賛同の方は挙手願います。

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、協議第8号も可決ということになります。

確認しておいていただきたいと思います。

それでは以上で今日の議事につきましては終わらせていただきます。

報告(1) 室根地域統合小学校建設整備計画の進捗状況について

○教育長 では、3番の報告にはいります。

3番、(1)室根地域統合小学校建設整備計画の進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料ナンバーの1をご覧くださいと思います。

(説明)

○教育長 それでは室根地域の統合小学校のことにつきましてご説明いただきました。

何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

私からですが、そうすると今のところ統合をどうするかという地域での話し合いでは、平成34年に統合するという方向で一致したと、これから地区に住民の了解を得るために説明になるという段階だということですね。

統合した場合の場所については、どうなっていますか。

○教育部長 現在用地等、用地の取得など選定というものに、ある程度時間を要するというようなこともございますので、検討委員会に提案する際には、現在の室根中学校の西側、校庭の西側といいますか、かなり校庭がございますので、その中に統合小学校を建築する

場合には、このようなスケジュールが可能という説明をしたうえで、方向性について了承をいただいたという認識でございますので、建築場所については現在の室根中学校の校舎の一部という想定をしております。

○教育長 人数的に、面積的には入りますね。

○教育部長 はい、シミュレーションということで、大体の人数を想定した校舎の必要面積等を便宜上校庭に入れた場合には、それでも200メートルのトラックが二つ取れるくらいの校庭はありますので、十分可能な面積だという認識でございます。

○教育長 その他いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これは報告でありますので、共通認識ということで確認しておいていただきたいと思えます。

報告(2) 行事報告及び11月行事予定について

○教育長 それでは(2)に移ります。

行事報告及び11月行事予定についてであります。

最初に行事報告、私から行事報告をさせていただきます。

資料ナンバー2の1ページをご覧ください。

前回は9月26日が教育委員会議でありましたので、それ以降のことについて第27週の後半から説明いたします。

9月27日、第3回の市校長会議がありました。

定例のものでございます。

それから同じ日に、PTA連合会の役員の方々がお見えになりまして、PTA連合会としての施設に関する、学校それぞれ小中学校の施設に関する要望を受けたところであります。

細かいところですが様々な要望でありました。

それに応じて対応していくこととなります。

同じ週の28日、一関地方小学校陸上競技大会がありました。

各校の小学校の5、6年生が参加する、小学校全学校の陸上競技大会であります。

大きな大会でありましたが、陸上競技協会、陸協の協力を得ながら無事に運営することができたようであります。

30日ですが、後半に葬儀参列と、現職教員であります、花泉の金沢小学校の教諭、41歳の方ですが、この方が亡くなられたことについての葬儀でありました。

私が参列して弔辞を述べさせていただきました。

この方は41歳の方ですが、9月3日に自宅で倒れているところを見つけて、入院されたのですが、残念ながら9月24日に逝去されました。

大変仕事はできる方でありました。

本当に残念なことでありました。

勤務上については、校長さんで勤務時間等についても把握しておりますが、特に遅くまで仕事をしているなど、そういう部分はない記録になっておりましたので、突然の病気によるものと考えております。

そのようなことがありました。

28週、翌週であります。10月4日、一関市の表彰選考委員会がありました。

これは11月3日に市勢功労者の表彰式がありますが、今回は5名、もう新聞に載りましたので話しておきますが、5名推薦になったところであります。

それで、表彰になる予定であります。

教育文化功労章としては、佐山昭助さん。

前の議員の方ですが、体育協会への貢献ということで表彰になりますし、それから私たちの先輩であります鈴木功前教育長が教育に対する功労として表彰の予定であります。

他に、産業功労賞、消防功労賞として外3名が表彰予定となっております。

10月6日、みちのく二夜庵の俳句大会がありまして、小中学生も作品がたくさん出されて、市長賞、教育長賞入選ということで表彰になったところであります。

29週であります。10月10日に学校公開研究会が黄海小学校でありました。

算数についての主体的に学び、確かな学力を身に着けるための指導法ということでの研究でありました。

非常に大勢の方に参加していただきまして活発な公開研究会でありました。

11日、一関地方中学校総合文化祭の開会行事がありまして、私が挨拶に行ってきました。

中学校は、毎年Aグループ、Bグループに学校を分けまして、Aグループは舞台部門、Bグループは展示部門ということで、それぞれ10校、9校に分かれまして、文化祭に参加しております。

今回文化センターで行ったのは舞台部門であります。

吹奏楽のアンサンブル、英語の暗唱、独唱、郷土芸能、合唱、パフォーマンスなど様々な、多彩な発表が行われたところであります。

同じ日、花泉地域の統合小学校建設地域の懇談会が日形市民センターでありました。

これが花泉で七箇所目の説明会で、懇談会でありました。

ここで、一応、地区での懇談会は終了になりました。

全部で人数が56名という、全体的に人数が七箇所で56名という少ない状況でありました

が、今回は場所についての説明が2回目でありましたし、もうすでに、地域の方に様々な情報が伝わって知っていたためか、参加者人数が少なかったところではありますが、合意については、大方については了解していただいているというところでもあります。

それから同じ日に、千葉委員が岩手県市町村の教育委員会協議会の釜石での会議に出席しておりますので、後で簡単にご報告願います。

12日、骨寺村荘園遺跡指導委員会がありました。

これは大学の先生など、本寺地区の協議会の方など、あるいは博物館長などに参加していただいて、これからの世界遺産に向けた動きについていろいろご意見をいただいたところでございますし、発掘現場にも実際にいって、これから今後、どのような形の発掘をしたらいいかということについてもご指導いただいたところでもあります。

今まではどちらかというところ、本寺の西側の山側をやっていたのですが、今度は平地の部分で、寺崎というところを中心に発掘するような方向でご指導をいただいたところでもあります。

13日には一関東地区の防犯少年柔剣道大会がありました、ここは市内の小中学生が柔道、剣道の団体、個人として参加するものです。

伊藤委員さんは審判として、柔道の審判長として参加されておりました。

それから同じ日に東日本合唱祭ということで五つの団体が出場いたしました。

東京から3団体、宮城県から1団体、一関からは磐井中学校がこの東日本合唱祭に参加しております。

2ページ目ではありますが、16日、真滝幼稚園の公開保育研究会がありました。

参加された委員さんありがとうございました。

全部で100人以上の参加で、幼稚園、保育園、小学校の先生方に参加していただきました。

同じ16日、室根地域の学校統合整備検討委員会、先ほど報告があった中身ではありますが、この段階、この16日のところで、総意として今後、地区に入って説明していくということをお話し合うものであります。

18、19と岩手県市町村教育委員会協議会の教育長部会の会議が岩手町でありまして、私が参加してきました。

様々な議題について、働き方改革など、いじめのことについてなど、コミュニティスクールなど、そういったことについて協議をしてきたところでもあります。

21日、日曜日ですが、MOAの美術館の一関地区児童作品展の表彰式が千厩体育館でありました。

私が参加してきました。

30回目になるものであります。

絵画、書写についての表彰でありました。

31週です。

23日、一昨日であります、静岡県の富士市議会が行政視察で中里小学校を訪れました。中里小学校のことばの時間、10分間のことばの時間を見学したところでありました。

6学年すべて公開しましたので、自由に動いてもらったところですが、非常に議員さん方からは、良い取組だということと、非常に感心したという声があがったところでありました。

今年度は行っておりませんが、どこかのタイミングで委員さん方にも是非、小学校のことばの時間を見ていただくと時間をいつか取りたいなと思っております。

24日、昨日であります、花泉小学校の学校公開研究会がありまして、これも算数についての公開でありましたが、非常に多くの方々に参加していただけて、活発な研究会となったところでありました。

そして、今日の午前中、総合訪問、大変お疲れさまであります。

行事報告の一部として、千葉委員さんから話を、部会に参加された部分について簡単に報告してください。

○千葉委員 それでは、市町村教育委員会協議会の委員長教育委員部会という会議に10月11、12と参加してきました。

これは例年、教育委員会の5人のうちの代表が参加する会議で、去年までは鈴木功委員長さんが参加していた会議です。

中身は、講演と、情報交換会からなっています。

今年度まで、この代表が参加するという形ですが、来年度以降は変わるということが決まりました。

対象者は教育委員の代表ではなくて、すべての教育委員ということですから、皆さんにも来年の10月、場所は一戸町になりますが、ご案内が来ると思いますので心の準備をお願いしたいと、ただ、場合によっては小さな町の教育委員会がその主催地になる場合があります。

その場合に、例えば普代村であろうが、田野畑村であろうが、宿泊施設が、全教育委員を集めると100人を超えるわけですね。

それでは無理だということも出てくるだろう。

そうした場合には各教育委員会から2人など3人など人数を割り当ててくる場合もあります。

それでも、原則としては教育委員全員が参加する会議ということになるということです。

今年度、講演はありませんで、講演に変わって情報提供ということで、釜石市の教育長からお話がありました。

釜石の防災教育ということですが、ハード面はハード面で進めていくとして、教育長が一番心にかけていたのが、子ども達に強く生き抜く力を育成するのだという話に力を入れてこの情報提供がなされました。

また、研究協議の中の、大船渡市の代表が発表した事例ですが、やはりこれも防災教育に関するもので、状況の判断力を育てる防災教育ということで、ハードを整えるだけではなくて、教育の面で強く生き抜く力をその場その場でどう判断して、どう行動すればいいかというような力を身に着けるのが重要だというのが、奇しくもここで二つ強調されたということになります。

簡単ですが以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

次年度の開催はそういう形になるということで予定しておいてください。

何か特に質問ありますか。

よろしいでしょうか。

それでは行事予定につきまして。

○**教育総務課長** それでは引き続きまして、資料の2ページをご覧くださいと思います。

教育長の11月の行事予定についてご報告をいたします。

(説明)

○**教育長** それでは最初に教育委員定例会の日ですが、総合教育会議と同じ日、11月21日の午後、総合教育会議のあとに教育委員会会議ということで、1回で済ませようということですが、これについて日程、委員さん方よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ぜひここは空けておいていただきまして、場所はここ(民俗資料館)になりますのでよろしく願いいたします。

あと12月27日木曜日、2か月後であります、ここに教育委員会会議を予定しておりますので、次回もう一度確認する機会は11月の教育委員会会議で持ちたいと思いますが、よろしく願いします。

その他予定についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○**佐藤委員** すいません。

確認ですけど、11月26日、藤沢小学校の総合訪問、先ほど書面を頂戴したのですけれ

ども、よろしいですね。

○学校教育課長 11月26日、藤沢小学校。

○佐藤委員 11月26日午後1時から受付。

○教育長 藤沢小学校ですね。

○佐藤委員 藤沢小学校。

○教育長 藤沢小学校総合訪問ということですので、付け加えておいてください。

○伊藤委員 私も確認したいのですが、11月15日、萩荘中学校の総合訪問、当初の予定では、なくなったのですか。

○学校教育課長 11月15日。

○教育長 総合訪問が入ってなかったもので、そこに総合訪問も今後記入をお願いいたします。

もう一度確認しますと、11月15日、萩荘中学校総合訪問。

そして、11月26日月曜日が、藤沢小学校総合訪問ですね。

あと、学校公開等は、東山中学校が11月6日ですね。

これは行事予定に入っていますので見ておいてください。

ではよろしいですか。

○教育総務課長 すみません。

資料4ページをご覧いただきたいと思います。

12月になりますが、12月1日土曜日に、千厩小学校の落成式を予定してございます。

こちらに委員さん方の出席をお願いしたいと思います。

近くなりましたら、文書でご案内を差し上げたいと思いますが、予定の確保をお願いします。

以上でございます。

○教育長 それでは以上で行事予定について報告を終わりたいと思います。

その他(1) 平成30年度学校教育行政の重点について（グローバル化への対応）

○教育長 次に進みます。

4番のその他、(1)平成30年度学校教育行政の重点につきまして、グローバル化への対応ということで、説明をお願いいたします。

○学校教育課長 それでは資料3をご覧ください。

(説明)

○教育長 それでは今、これは説明ではありますが、みんなで共通理解していきましようということでありました。

なにか聞きたいこともしありましたら。

よろしいですか。

それではありがとうございます。

では、4番のその他はこれで終わりたいと思います。

皆さん方から何かありますか。

○教育部長 すみません。

先ほど、いずみの森の財産の無償譲渡の関係で何点かお答えしたときに補足、訂正をさせていただきますと思います。

まず、補足の部分ですけれども、ご質問のありました公私連携幼保連携型認定こども園の期間の関係ですけれども、こちらについては現在の協定の案では5年間を想定しております。

平成36年3月31日までの想定をしてございます。

この期間については特段の事情がない限り、再度協定を締結するというところで、この再度協定を締結する際には市と法人にて協議し決定するということになります。

それから、実際の協定の内容がそのとおり実践されているかという内容の確認については、まず法人は業務報告、評価等については市に報告しなければならないと規定しておりますし、その内容について市は勧誘への適性を期するために法人に対してその管理業務を経理の状況に対し、定期もしくは必要に応じて報告を求め、また調査し必要な指導を行うものとするという規定もございます。

それから法人も会計年度終了後に園の運営の評価を行うとともに、保護者の意見や要望満足度を把握し、それらに対して講じた自己評価を市に提出するということと、その後法人がホームページ等で公表するという、第三者的にも評価なり、内容を確認できるような制度に、協定の内容となっております。

それから訂正ですけれども、先ほど移管後に法人が改修等の整備を行った場合についてですが、今般は市で来年度から認定こども園を開設するために必要な、例えば幼稚園ですので、調理施設がございませんので、調理施設の設置など、あと、0歳児、1歳児、2歳児、3歳未満児の保育室等がございませんので、そういう最低限の部分の整備は市で実施しておりますが、移管した以降、来年度以降、大規模改修が必要な壁等、かなり年数がたっておりますので、必要な改修を法人が行った場合には、国からの交付金を受けて事業を実施することが可能です。

ただその際、国の補助金は2分の1でして、あと法人が4分の1ということで、市町村が経費負担として4分の1という部分がありますので、必要によっては市から事業費の4分の1程度の補助が発生するという状況になります。

以上でございます。

○**教育長** そうすると、今回の最初だけでなく、今後、基本的に改修する際には4分の1は市からの補助を出すという形になりますね。

それはこの法人に限らず、一般的な私立で運営している法人についても同じような扱いということになりますか。

○**教育部長** 今、教育長がおっしゃったとおりでございます。この園に限らず、私立の法人が実施する場合は交付金を負担割合によって市の支出が発生する場合もあるということでございます。

○**教育長** はい、分かりました。

よろしいですか。

確認でその他ありませんか。

はい、ではありがとうございました。

以上で、第185回一関市教育委員会定例会を終了します。